

第3回伊予市障がい者福祉計画策定審議会 議事録

- 日 時 平成29年11月16日（木）
午後1時30分～午後3時2分
- 場 所 伊予市役所4階 大会議室
- 出席者
（委員） 矢野雄大委員、上本昌幸委員、西田孝博委員、
小西省三委員、西村 幸委員、水田恒二委員、
福島久子委員、井上寛規委員、上岡一世委員、
友沢祐一委員、友澤秀文委員、西川重子委員、
谷本恵子委員、大西聡委員、
- （事務局） 武智茂記市民福祉部長
河合浩二福祉課長
大森秀泰福祉課長補佐
小笠原聡子福祉課係長
赤石雅俊福祉課係長
- 欠席者 岡田隆志委員、阿部富美委員
- 次 第 1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議事
（1）「第2次伊予市障がい者計画、第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画」の素案について
（2） その他（意見交換）
4. 閉会

○議長

それでは、僭越でございますが、議長を務めさせていただきます。

前回の審議会で委員の皆さんからいただきました御提案をもとに、事務局と修正加筆した結果、計画案を作成することができました。この計画案を皆さんにお送りして、書面にて確認していただく予定にしておりましたが、いま一度御意見、お考えを聞くために、再度皆さんにお集まりをいただくこととしました。事務局から修正加筆した項目について説明していただいた後で計画案の全体を確認していきたいと思っております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

修正加筆した部分について御説明いたします。

15ページを御覧ください。

障がい種別ごとのグラフに加え、回答者991人の生活場所に関する状況を示しました。80.5%の方が自宅で生活しております。自宅で暮らしている人の66%は身体障がい者の方です。グループホームで暮らしている方の多くは知的障がいのある方でございます。入院中の方の中では、身体障がいの方に次いで精神障がいの方が多くなっております。グラフの一番左側の塗り潰したところが身体障がい、その次が知的障がい、その次が精神障がい、難病、発達障がい、重症の障がいの方、それから高次脳機能障がいの方の順となっております。

他に、重症心身障がいという表現を重症の障がいと修正いたしました。これは、会長から、心身障がいという表現には心にも問題があるにとられかねないという御意見をいただきまして、修正したものでございます。

47ページを御覧ください。

枠内の4番について、団体の育成も視野に入れた支援が必要との御提案をいただきまして、「関係団体等との連携強化」を「関係団体の育成支援と連携強化」と修正いたしました。

51ページを御覧ください。

一番下の段の相談しやすい窓口づくりの見出しの2番目に、「多様な障がい種別に対応した」という表現を追加いたしました。これは、視覚や聴覚障がい以外の障がい者にも配慮すべきとの御意見をいただきましたことと、福祉課で作成しております「障がいのある方への対応マニュアル」には、障がいの種別ごとに対応方法や留意事項を説明しておりますことによるものです。

58ページ、59ページを御覧ください。

ここでは、見込量を設定した経緯や各サービスの提供体制を追加いたしました。いずれのサービスも関係機関との連携を図り、利用者のニーズに応えられる体制を整備していきたいと思います。

62ページを御覧ください。

日中活動系サービスに、30年度からスタートする就労定着支援の欄を設けました。31年度以降は10人の利用を見込んでおりますが、これは一般就労への移行者を10人と見込んでいることから、これらの方々がサービスを利用されたものと想定したものでございます。

70ページを御覧ください。

サービスの種類に「医療型児童発達支援」を、また(2)、(3)の各項目に延べ人数が漏れておりましたので、それぞれ追記いたしました。

なお、今現在の計画案では修正できておりませんが、元号と西暦の記述、また、振り仮名の付け方につきましては、庁内で統一した記述になりますように調整しております。

主要な修正加筆点は以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から修正点等について説明がありましたが、このように修正加筆してよろしいでしょうか。言葉については、統一していきたいということでございます。よろしいでしょうか。

○委員

(2)なんですけれども、先ほど15ページの重症の障がいという記載で、直したのはなるほどということなのですが、重症心身障がいという呼称が多分今もあり、重症心身障がい児（者）を守る会という団体もあるので構わないのかなと思ったりもするのです。守る会の方もそのままの名前で活動していращやるので、構わないのかなとも思います。

○議長

これは、「心身」という、「身も心も」というような表現はやめようという、平成7年の国の方針なのです。

ですから、「身も心も障がい者」というような表現はしないようにということで、国が反対しておりますので。

他にないでしょうか。

○委員

今気づいたのですが、グラフの下のところに重症心身障がいと書かれている、ここも訂正されるのですか。今、直っていないのでしょうか。

○事務局

議長がおっしゃられたことと委員がおっしゃっていただいたことを加味して修正を加えたいと思います。本文のところは、「重症障がい」に換え

たいと思いますが、厚生労働省が示した資料の中にも、先ほど委員がおっしゃっていただいた「重症心身障害児以外」というような記述もありますので、グラフのところにつきましてはこういった表記を残すべきか、と思っておりますが、そういうことでよろしいでしょうか。

○委員 平成7年から、重症心身障がい者の名前だけそのままなのですかね。

○議長 この改正もなかなか統一ができてないのが現状ですね。例えば、「障がいを持つ」という表記をしないということになっておりますけど、いまだに相当ベテランの方でも「障がいを持つ」という表現をしますね。長い歴史がありますから難しい点もありますが、できるだけ文科省から示された流れで、私たちは考えていきたいと思えます。

後ほど、国にも連絡をとってみましょう。そういうことで全面的に換えた方がいいという事例も示す中で、「ここではこういうふうに表記しているのだから、こういうようになっているのだろう」という質問をして。

○委員 今の問題は、私も議長が言われるとおりでいいと思うのですよね。この前も、「障がい」について、「漢字がいい、平仮名がいい」という話があったじゃないですか。ああいうものも、関係者や自らはさほど気にもしていません。それを役所が逆におもんばかって、「害」を平仮名にするのですよね。平仮名に直すぐらいのことに気を使わないで、ほかのところに気を使ってください、と言いたいのですが、「重症心身障がい」も、関係者も多分余り言わない人が多いと思うのですよ。しかしながら今回は統一しないといけないので、議長のおっしゃる方向でしていただきたらと思います。

○議長 私も、もう一度文科省へ問い合わせして、どういうふうに全国的になっているのかと尋ねてみたいと思えます。

○委員 ありがとうございます。

○議長 他にないでしょうか。

○委員 62ページの、就労定着支援の説明をしていただけますか。

○事務局 資料の59ページをお開きいただけますでしょうか。

これは上から2番目の枠のところにございまして、一般就労に移行した人に対しまして、就労が継続できるように、事業所が障がい者の方との相談に乗り、問題を解決していく、という支援が30年度から開始されるようでございます。そのことを掲載させていただきました。恐らくは、一般就労に移行したものの、短期間で職を離れられる方等がいらっしゃいますので、そこの支援をしていくというようなことではないかと考えておりま

す。

○委員 ありがとうございました。

○委員 この問題は、私は民生委員でもありまして、一度就労していただいたのですが、その事業主とかの扱いによってすごく傷つけられて、戻れなくなったというような事例がいくつかあります。そういう方は二度と戻ってこないということも言われていますので、その辺りへの対応が非常に難しいということで、もう一回施設でゆっくりと時間をかけて支援をしていかなければならないというのが今の状況です。

○議長 ありがとうございました。

他にないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員 あと、70ページの医療型児童発達支援について。

○事務局 伊予市には事業所がないのですけれども、松山市にはこういった事業所がございまして、伊予市からもこういった施設を利用している方がいらっしゃいます。

○委員 1人ですね。実行可能なことなのかなと思います。

○事務局 既に受け入れをしていただいている事業所がございまして、現に伊予市の児童の方もそういう施設を利用しておりますので、ここは現実に対応できると思っております。

○委員 実際、数が増えるのでしょうか。

○事務局 今、医療的ケア児への支援をしていきなさいと、国から我々に指示が出ておりますので、その人数が市内には4名ほどいらっしゃると説明したところでございます。極端に増えることはないにしても、こういった医療が必要な児童というのは、今後もいらっしゃるように考えております。

○議長 今、障がい児の場合、特別支援学校の対象者、支援学級、通級による指導、これを含めて大体430から440人ぐらい毎年増えているのです。ですから、減っていく状況ではないと私は考えています。特別支援学校、1つの学校分、かなりの人数が毎年増えているというのが現状ですね。

○事務局 よろしいでしょうか。資料が届きました。

今現在、伊予市でこの医療型児童発達支援のサービスを受けていらっしゃる方はおりません。過去にはお1人いらっしゃったようです。事業所につきましては、松山市にあります「おひさま」というところがこうした児童の支援をしていただいているということでございます。

○議長 医療の現実を考えれば必要ということでございます。御理解いただい

て、対応していただけたらと思います。

他にございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 それでは、事務局から3ページの第1章についての概要説明をお願いします。

○事務局 それでは、第1章について説明いたします。

3ページから6ページまでです。

ここでは、今回作成するそれぞれの計画についての根幹となる事項を説明しております。3ページの1で計画策定の趣旨を示し、4ページの2で「障がい者計画」が「障害者基本法」に、「障がい福祉計画」が「障害者総合支援法」に、「障がい児福祉計画」が「児童福祉法」などに基づくとしまして、5ページの3で、障がい者計画が6年間、障がい福祉計画が3年間、4で伊予市総合計画などほかの計画との関連を、4ページの5で計画策定の方法を示しております。

事務局からは以上です。

○議長 ありがとうございます。

今の説明について御質問はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 特別ないようでしたら、引き続いて7ページの第2章についての事務局からの説明をお願いします。

○事務局 第2章について説明をします。

7ページから36ページまでです。ここでは、伊予市の障がい者、障がい児の状況、計画策定のためのアンケート結果などについて説明しております。

7ページから13ページにかけましては、現在の伊予市内の障がい者等に関する概要を書いております。

8ページの人口の推移では、市内の人口が減少傾向にあること、少子化、高齢化が進んでいることを示しております。

9ページの2障がい者の現状では、障害者手帳所持者数はわずかに減少していること、精神障がい者については増加していることを示しております。

10ページからの3障がい種別の状況では、それぞれの障がいについて18歳以上の障がい者、18歳未満の障がい児の5年間の増減を説明しております。

13ページの4障害支援区分認定については、各サービスの現場への基準となる障害支援区分認定数の推移を示しております。

14ページから26ページにかけましては、市内の障がい者——「障がい者」というのは18歳以上の方です——へのアンケート結果です。有効回収率は51.3%でした。36項目にわたるアンケート項目の主なものを掲載しております。

27ページから32ページまでは、市内の18歳未満の障がい児へのアンケート調査です。有効回収率は60.9%でした。

33、34ページは、市内の保育所、幼稚園等へのアンケート結果です。配慮を要する子について問い合わせたものでございます。18の施設のうち15施設から回答がありました。

35、36ページにつきましては、市内の相談事業所、通所型の事業所、放課後等デイサービス事業所等に出向いて、サービスの考え方について聞いたものです。

2章については以上でございます。

○議長

第2章につきましては、障がい者を取り巻く現状として8項目で構成しています。先ほど事務局から説明がありましたが、何か質問等ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

格別ないようでしたら、引き続き37ページの第3章について事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、第3章国の動向につきまして御説明いたします。

37ページを御覧ください。

37ページ、(1)の目的には、生活と就労に対する支援の充実と高齢障がい者の介護保険サービスへの円滑な移行を進めることを書いております。

(2)法律改正の改定で、国全体の障がい者の状況の変化を、38ページでそれに基づいての基本方針の見直しポイントについて記述しております。

38ページ、一番上の項目にありますように、定期的な巡回訪問等によって支援を行う自立生活援助、障がいのあるなしにかかわらず誰もが地域で暮らしていけるようにするためのサービスの充実を掲げております。国のこうした動きに対応して、伊予市でも「障がいのある人もない人も誰もが自分らしく暮らせ、お互いが支え合うまち」の実現を目指していきたいと考えております。

39ページでは、約10年間にわたる制度の変遷を記しております。

第3章については以上です。

○議長

ただいま第3章について、国の動向として基本方針の見直しポイント等を記載しておりますということです。これに基づいて新たなサービスが創設されたり、伊予市の計画を見直すということでもあります。いかがでしょうか。

それでは、引き続きまして40ページの第4章について事務局から説明をお願いします。

○事務局

第4章です。40ページから52ページにかけてです。

第4章は障がい者計画です。40ページから45ページにかけましては、国の基本的な考え方と伊予市における障がい者の自立支援及び社会参加の支援等のための施策について述べております。

46ページは、これらを体系的に図化したものでございます。

47ページから52ページにかけましては、国の基本指針に規定されている項目とアンケート結果を踏まえた上で、職員の思いも込めまして、伊予市が重点的に取り組む6つの目標を設定したものです。

47ページでは障がいへの理解の促進を、48ページでは暮らし、社会参加や学びへの支援、49ページでは働き方への支援、50ページには保健・医療の充実を、51ページでは情報提供の充実を、52ページでは共に生きる地域社会に取り組むといったようなことを掲げております。

50ページのところですが、先日50ページの保健・医療の充実の保健センター等との連携に記述した「障がい発生の原因となる疾病」とはどのようなものかという御質問をいただきました。その原因となる疾病につきましてはさまざまなものが考えられますが、代表的なものとしまして風疹やB型肝炎などを予防することで、障がいの発生を抑制できるのではないかと考えております。

介護保険への移行や福祉サービスだけでは解決できない課題を話し合う機会も設けたいとの御提案をいただきました。委員の皆様をはじめ関係事業所の中でも協力し、計画の実現に努めていきたいと考えております。

以上で第4章の説明を終了させていただきます。

○議長

ありがとうございました。

第4章には、国の方針を踏まえた伊予市の障がい者福祉施策の理念等を掲載しております。47ページ以降の重点目標については、アンケート結果を踏まえて障がい者施設、重点的に取り組む事業や他の機関などと連携して取り組む事業等を掲載しております。さらに取り組むべき事項がござい

ましたら御提案願いたいと思うのですが、いかがなものでしょうか。

御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 それでは、引き続き53ページから第5章について、事務局の説明をお願いします。

○事務局 第5章について説明します。

第5章は障がい福祉計画です。障がい福祉計画は、第4章に定めました障がい者計画の実施計画として策定するものでございます。53ページから66ページにかけて記述しております。

53ページには基本的な考え方を、54ページにはサービスの体系図を、55ページには障がい福祉計画の推進のための体制を示しております。56ページから65ページにかけては、それぞれのサービスの概要、実績と目標を示しております。

以上で第5章についての説明を終了します。

○議長 ありがとうございます。

第5章につきましては、障がい福祉計画として推進体制や各種福祉サービスの説明と、これまでの実績と今後の見込みを掲載しております。そういう現状を説明していただきました。

いかがなものでしょうか。

何か質問とか、こうしたほうがいいとかございましたらお聞きしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 ないようでしたら、引き続いて67ページから第6章についての事務局からの説明をお願いします。

○事務局 それでは、第6章です。

第6章は、今回から作成することとなった障がい児福祉計画です。

障がい児福祉計画の内容につきましては、従来もいろいろな計画にも盛り込まれておりましたが、今回から1つの計画として明確にすることとなりました。67ページから75ページにかけて記述しております。

67ページに基本的な考え方、68ページに推進体制、69ページからは事業の概要と事業量の見込みを記しています。

69ページには、国の指針による成果目標が記されております。

70ページから75ページにかけて、各サービスの説明と実績、目標を記載しております。

第6章については以上でございます。

○議長 第6章につきましては、今期の計画において新たに設けられた障がい児の福祉計画となっております。各種サービスの説明と今後の見込みを掲載しておりますので、御意見をいただけたらと思います。いかがでしょうか。

○委員 68ページで推進体制の図を示していただいているのですけれども、子どもに関する計画ですので、児童の福祉施設で一般の子どもとしての事業にまつわる相談センターといったところの名称が記載されている方が、より適切であると思います。子どもが相談できるところの記載をお願いできたら、と思います。

○事務局 はい。これについては、委員さんの言われたことをもう一度考慮しまして、修正したいと思います。

○事務局 伊予市には尾崎に子ども総合センターができておりますので、そこを核にして、障がい児も将来的に支援ができればと考えております。御指摘ありがとうございました。

○議長 他にないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 それでは、引き続きまして76ページからの第7章について事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、第7章です。

76ページをお開きください。

まず、おわびをしておきます。PDCAサイクルの図の中に1か所誤りがございました。図の中の左側の英語なのですが、左にチェックとあります。それをアクションと、下のアクションを上にありますチェックと入れ替えをお願いします。失礼しました。

計画の進行管理につきましては、計画を策定する、それを実行する、実行した事業を評価し、計画を見直す、いわゆるPDCAサイクルを確保していきたいと考えております。その際には、また皆様の御意見を伺う予定にしております。

第7章については以上でございます。

○議長 7章については、個々の計画の推進体制等を掲載しております。

質疑等がありましたらお願いしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 承認ということでございますので、ここで終わりたいと思います。

計画全体を通して見直しができましたので、本日いただきました御提案を加味して、審議会からの方針として計画案を作成させていただきます。

次に、その他となりますが、何か御質問、御提案等ございましたらお聞きしたいのですが、いかがですか。

○委員 内容についての意見ではないのですけれども、見出しに記号がありますね。これが各章によって随分違ってきます。第1章1、2、3、4とありますよね。その後が、①であったり、(1)であったりとか、いろいろな記号の使い方をしているので読みづらいのです。そこをもう一回整理した方がいいのではないのかな、と思います。

○議長 ありがとうございます。
他にないでしょうか。

○委員 表記の仕方ですけど、「取り組み」です。「り」と「み」の平仮名、両方とも入れるようにしているのですかね。どちらですかね。

○事務局 地域福祉計画の中にも議員さんから御指摘をいただきまして、2つの表記があります。「取」と「組」、この漢字の表記にする場合と、「取り組み」、「り」と「み」の平仮名を入れる表記がございますので、これらを見出しで使う場合には漢字2文字で、本文で使うときには「り」と「み」の平仮名を入れたいと思っております。これにつきましても、現在、市で見直しをしておりますので、統一した表記になるように調整をしております。基本的には、先ほど申しました漢字2文字、もしくは漢字の間に「り」と「み」を入れる方法で記述したいと考えております。

○委員 38ページのちょうど真ん中あたりにあるのですが、「精神障がい児にも対応した地域包括ケアシステムの構築」のところの3行ぐらい下に、「一体的な取組みに加え」と書いてあるのですが、あの場合は。

○事務局 ここにつきましては、平仮名の「り」を入れるべきだろうと思っております。

53ページにつきましては、これは見出しという扱いでありますので、「り」を取る方向で調整をしていきたいと考えております。

○議長 他にないでしょうか。

○委員 精神障がい者の数の把握というのは、手帳ですか。

○事務局 そうです。

○委員 実態が見えないという実情があります。我々は手帳については把握していません。一番は、「年金をもらえば」というようなことで考えています。年金も最近ちょっと怪しくて、実態がつかめていません。精神の方は

多分もっと多いのだと思うのですけどね。

65歳以上は介護保険の適用になりますね。65歳以上の障がい者は75.4%ということですね。もっと対象者を絞れば焦点が集まって、より計画が現実的なものになるのではないかと思います。

○議長 福祉課の皆さん、委員さんのところへ行って御指導を仰いだらいかがでしょうか。委員さん、お忙しいですが、お願いしておきたいなと、そんな感じがします。

他にないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 事務局、何かございますか。

○事務局 今後のスケジュールでございます。

本日、委員の皆様からいただいた御提案を加えまして、正副会長と調整させていただきまして、当審議会からの計画案を完成させます。それに会長が署名し、答申いたしまして、1月中旬にはホームページに掲載し、計画を出して広く意見を求めることといたします。同時に愛媛県にも協議し、計画を完成させることとしております。委員の皆様には、これらの手続を踏まえました後、製本した計画書を配布させていただく予定にしております。78ページの資料につきましては、前回及び本日の審議会の開催や意見公募の期間等を加筆することとしております。

以上で今回定めた計画についての説明を終了させていただきます。

○議長 今の事務局の説明、何か質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 ありがとうございました。予定どおり終わりました。議事が終了いたしましたので、私の責務はこれで終わらせていただきます。本当にありがとうございました。

午後3時2分 閉会